



長野県報

12月17日(月)
平成24年
(2012年)
第2430号

目次

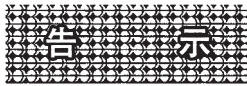
告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	4
林業種苗法に基づく講習会の開催(森林づくり推進課)	4
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出(企業局)	4
住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局)	5

正誤(森林づくり推進課)	55
--------------------	----



告示

長野県告示第812号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合1031、1033の2、2063、2057の1、2275の1、2275の4、2275の5(国有林)、字西條1099の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字和合1031、1033の2、2063(次の図に示す部分に限る。)、2057の1、字西條1099の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第813号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町読書240の13、597の2、2007の1、2007の2、2011の11から2011の17まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
読書240の13、597の2、2011の11から2011の13まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2011の14、2011の

16・2011の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第814号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部守一

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町新開3562の1から3562の9まで、3638、3724、3765の1、3767の1から3767の3まで、3768、3769の2、3771、3772の1、3772の2、3772の4、3772の5、3772の12から3772の14まで、3773のイ、3791の1から3791の4まで、3792の1、3792の2、3793の1から3793の4まで、3793の10、3793の11、3793の13、3793の14、3890の1から3890の8まで、3899の1、3899の4、3899の11から3899の14まで、3901の1、3901の4、3901の5、3903の1から3903の4まで、3904の1、3904の2、3904の7、3905の1、3905の3、3909の1、3909の2、3910の1、3911の1、3911の2、三岳10671の2、10762の31、10762の39、10762の40、10762の56、10762の59、10762の60、10762の63から10762の65まで、10762の67、10762の73、10762の75、10762の77、10762の95から10762の98まで、10762の100、10885の1、10885の4、10887の1、10887の2、10894の1、10894の3、10894の4、10927の1、10929、10941の1から10941の3まで、10942の1、10997の1、10997の4から10997の7まで、10997の9、10998

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町新開10266の8から10266の19まで、10267の1

から10267の17まで、日義1575の1、1575の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
日義1575の1（次の図に示す部分に限る。）

(4) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新開10266の8から10266の13まで・10266の19・10267の1・10267の2・10267の10・10267の15（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

(9) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。

平成24年12月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

松本市奈川1049の1・1173の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県長野建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年12月17日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸隠高原浅川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字北郷字竹下2604番の1地先から 長野市上松五丁目564番の12地先まで	旧	4.0~21.4	3.4206
長野市大字北郷字竹下2604番の1地先から 長野市浅川東条286番の1地先まで		9.6~110.0	4.1866
長野市大字北郷字竹下2604番の1地先から 長野市浅川一ノ瀬5番地先まで	新	4.0~21.4	2.1145
長野市大字北郷字竹下2604番の1地先から 長野市浅川東条286番の1地先まで		9.6~110.0	4.1866

道路管理課

選告示第56号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成24年12月17日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表中

を

に改める。

35,083
359,020
7,406
22,771
17,400
8,685
6,586
9,043
6,985
104,238
64,889
46,414
20,344
28,278
13,760
19,375
11,844
18,793
9,036
18,987
8,249
7,179
21,455
18,225
38,417
21,385
8,347
26,626

35,072
358,928
7,397
22,782
17,378
8,657
6,572
9,044
6,969
104,287
64,956
46,383
20,321
28,256
13,739
19,350
11,838
18,785
9,021
18,938
8,226
7,159
21,436
18,241
38,448
21,368
8,335
26,644

選挙管理委員会